

管理コード	特例事項	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置 の分類」 の見直し	「措置 の内容」 の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する 回答	「措 置」 の 分 類」 の 見 直 し	「措 置」 の 内 容」 の 見 直 し	提案事項 コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例 事項(事項 名)
0600020	特定の条件下での 外国人観光客等の 査証発給要件の特例	国際交流の促進を図るという点は理解できるが、他方、不法残留者数及び刑法犯検挙数を見ると、韓国人の場合、不法残留者数は第1位、刑法犯検挙人員数は第3位であり、現時点では査証免除は困難である。また、特区とそれ以外の地域の間を自由に移動ができる現状に鑑みると、出入港を限定することが不法就労等を防止しうる適切な代替措置といえるかは疑問である。ついては、不法就労者数や刑法犯検挙件数などの推移をみつつ、将来的課題として検討したい。また、本年1月より大幅な査証緩和措置がとられている。		不法就労、不法滞在、犯罪、テロの防止という観点から査証免除措置を導入することは困難であるが、韓国から対馬への修学旅行者等一定の条件を満たす者からの短期滞在査証申請について提出書類の簡素化ができるか検討したい。	A	IV					1136010	長崎県	しま交流人口拡大特区	海外からのビザなし渡航の特例
0600120		特区の経済活性化の意義は十分認めるところであるが、他方、不法残留者数及び刑法犯検挙数では、韓国人(不法残留者数は第1位、刑法犯検挙件数は第3位)、台湾人(不法滞在者は第6位)、香港人(刑法犯検挙件数は第6位)は上位を占めている。このような観点を総合的に考慮すると、現時点では査証免除は困難である。また、特区とそれ以外の地域を自由に移動ができる現状に鑑みると、不法就労等を防止しうる適切な代替措置があるかは疑問である。また、団体旅行に限定した査証免除については現行制度上、当該人物が団体旅行の一員であることを入国時に証明することは不可能である。ついては、不法就労者数や刑法犯検挙件数などの推移をみつつ、将来的課題として検討したい。再提案の団体旅行に限定した査証免除については、現行制度上当該人物が団体旅行の一員であることを入国時に証明することは不可能である。		不法就労、不法滞在、犯罪、テロの防止という観点から査証免除措置を導入することは困難であるが、一定の条件を満たす特定国の国民からの短期滞在査証申請について提出書類の簡素化ができるか検討したい。							1292010	沖縄県	国際観光・保養特区	査証発給の特例の条件緩和
0600080	外国人観光客等の 査証発給要件の特例	特区の経済活性化の意義は十分認めるところであるが、他方、韓国人の不法残留者数は国籍別第1位、刑法犯検挙件数は第3位である。このような点を総合的に考慮すると現時点では査証免除は困難である。また、修学旅行者に対する査証免除については、一般旅行者のうちの、ある特定の者に対して査証免除を行うとする措置は前例がなく、現行法上は査証発給手続の簡素化・迅速化をはかる以上のこととはできない。	提案の主旨に鑑み、相手国および受け入れられる旅行代理店を特定すること等により特区において実現できないか検討の上回答されたい。	不法就労、不法滞在、犯罪、テロの防止という観点から査証免除措置を導入することは困難である。	C-1						1232010	京都府	きょうと舞鶴港・国際交流ビジネス特区	海外からのビザなし渡航の特例
0600090		特区の経済活性化の意義は十分認めるところであるが、他方、韓国人の不法残留者数は国籍別第1位、刑法犯検挙件数は第3位である。このような点を総合的に考慮すると現時点では査証免除は困難である。		不法就労、不法滞在、犯罪、テロの防止という観点から査証免除措置を導入することは困難である。							1256010	熊本県菊池市	九州地域における韓国人入国査証(ビザ)の恒久免除	九州地域における韓国人入国査証(ビザ)の恒久免除
0600110		特区の経済活性化の意義は十分認めるところであるが、他方、不法残留者数及び刑法犯検挙数では、韓国人(不法残留者数は第1位、刑法犯検挙件数は第3位)、台湾人(不法滞在者は第6位)、香港人(刑法犯検挙件数は第6位)は上位を占めている。このような観点を総合的に考慮すると、現時点では査証免除は困難である。また、特区とそれ以外の地域を自由に移動ができる現状に鑑みると、不法就労等を防止しうる適切な代替措置があるかは疑問である。ついては、不法就労者数や刑法犯検挙件数などの推移をみつつ、将来的課題として検討したい。なお、国際観光地間競争において日本が取り残される原因に査証があるとと思われる。		不法就労、不法滞在、犯罪、テロの防止という観点から査証免除措置を導入することは困難である。							1261020	宮崎県	国際観光コンベンション特区	一部海外からのビザなし渡航の特例
0600140		特区の経済活性化の意義は十分認めるところであるが、台湾人の不法滞在者数は国籍別第8位であり、また、刑法(特別法)犯検挙件数国籍別第7位であるところ、現時点で査証免除とすることは困難である。		不法就労や不法滞在等の防止の観点から、現時点で台湾との査証免除を実施することは困難。							1366010	石垣市	観光特区	「観光ビザ発給要件の緩和」
0600170	国籍を問わない一律の査証審査手続きの簡素化・迅速化は問題。なお、ロシア・NIS諸国人に対しては本年1月より手続きを簡素化・迅速化した。	提案の主旨に鑑み、相手国および入国する外国人を特定すること等により特区において実現できないか検討の上回答されたい。	就労を内容とするかまたは90日以上長期滞在を希望する外国人については、就労査証を取得する必要があり、短期滞在査証での対応は困難。	2163010	EMSデータ株式会社	美容整形外科産業集積による大阪・市出島計画	渡航者に対する渡航条件の緩和							
0600070	団体観光旅行の対象地域拡大	中国国民訪日団体観光における対象地域の拡大については、失踪者の発生、本制度を悪用した事例の発生等にも鑑み、慎重に検討していきたい。また、団体観光は中国国民の訪日観光を促進するための制度であり、同じスキームを韓国や台湾に適用することは何の利点もないと思われる。	提案の主旨に鑑み、相手国を特定し、地方自治体が訪問地域を特定する代替措置をとること等により、特区において実現できないか検討の上、回答されたい。	本来中国国民訪日団体観光は、査証申請手続きが煩雑な中国人の訪日観光を促進するた考案された制度であり、韓国や台湾からの団体観光旅行はこのようなスキームによらずとも可能である。また、韓国人や台湾人の場合には通常数次短期滞在査証を発給しているのに対し、中国国民団体観光の場合には、滞在期間15日の一次査証しか発給されない。また、団体観光を取り扱える旅行者も日中双方で指定されているなど制約が多く、本制度に準じる制度を適用しても韓国人や台湾人の場合は逆に手続きや制約が多くなるだけである。	C-1					1228010	台東区	観光ビザ発給要件の緩和	観光ビザ発給要件の緩和	
0600010	特定の条件下での 数次査証発給要件の特例	ロシアとの交流促進という意義は理解できるが、他方、公安上の観点からは査証を要求することが必要であり、査証免除は現時点では時期尚早と考えられる。将来的課題とした。	提案の主旨に鑑み、相手国および入国する外国人を特定すること等により特区において実現できないか検討の上回答されたい。	不法就労、不法滞在、犯罪、テロの防止という観点から査証免除措置を導入することは困難であるが、稚内市が身元保証を行うことを条件に特定のロシア人に対し数次の短期滞在査証の発給を行うことができるか可能性を検討したい。	A	IV					1082010	稚内市	国際交流特区	海外からのビザなし渡航の特例

管理コード	特例事項	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置 の分類」 の見直し	「措置 の内容」 の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの歳々検討要請に対する 回答	「措 置の 分類」 の見直し	「措 置の 内容」 の見直し	提案事項 コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例 事項(事項 名)
0600030	数次査証発給要件の特例	特区対応として査証を付与しても、入国した外国人は入国後自由に国内を移動できるため、特区としての対応は困難であり、数次査証を付与できるかどうか慎重に審査することが不可欠。したがって、現状では困難であるが、将来的課題としたい。	提案の主旨に鑑み、相手国および入国する外国人を特定すること等により特区において実現できないか検討の上回答された。	我が国における就労を希望する外国人は、就労査証を取得するべきであり、短期滞在査証での対応は困難 APEC諸国からの一定のビジネスマンについては数次査証の発給をすることができる等既存の制度を利用することで検討したい。	C-1 D-1						1219010	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	先端光科学技術特区	数次ビザの発給要件の緩和
0600050		特区対応として査証を付与しても、入国した外国人は入国後自由に国内を移動できるため、特区としての対応は困難であり、数次査証を付与できるかどうか慎重に審査することが不可欠。したがって、現状では困難であるが、将来的課題としたい。		APEC諸国からの一定のビジネスマンについては数次査証の発給をすることができる等既存の制度を利用することで検討したい。							1220040	兵庫県	国際経済特区	数次ビジネス査証発給要件の緩和
0600130		短期滞在査証は一時的な滞在を目的とすることから90日とされているところ、半年の滞在は一時的な滞在とはいえない。		我が国における就労を希望する外国人は、就労査証を取得するべきであり、短期滞在査証での対応は困難 APEC諸国からの一定のビジネスマンについては数次査証の発給をすることができる等既存の制度を利用することで検討したい。							1306120	神戸市	国際みなと経済特区	数次ビジネス査証発給要件等の緩和
0600100	コンベンション専用査証の創設	新しい査証を創設することなく、現行短期滞在査証の審査手続きの簡素化・迅速化に対応すべき。ロシア・NIS諸国人に対する査証審査手続きは本年1月より簡素化・迅速化した。他方、国籍を問わず一律に審査手続きをこれ以上簡素化・迅速化することは不法滞在・不法就労防止の観点から困難。	提案の主旨に鑑み、相手国および入国する外国人を特定すること等により特区において実現できないか検討の上回答された。	宮崎県が事前に情報を提供することにより、特定の会議等への出席者に対する短期滞在査証発給手続きを迅速化することを検討したい。	D-1					1261010	宮崎県	国際観光コンベンション特区	コンベンション専用ビザの創設	
0600040	ロシア人の短期滞在査証取得手続きの緩和	ロシア、NIS諸国人に対する査証審査手続きを本年1月より簡素化・迅速化	「簡素化・迅速化」の内容を示された。	ロシア人に対する査証発給手続きについては、これまで新方式、招待状方式、M方式という3方式が存在したところ、本年1月6日をもってこれを一本化したとともに、原則として申請後4労働日で査証を発給することとした。	D-1						1219020	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	先端光科学技術特区	短期滞在ビザ取得手続きの簡素化
0600060	短期滞在査証取得手続きの簡素化迅速化	国籍を問わない査証手続きの一律簡素化・迅速化は不法滞在や不法就労、公安上の観点から問題がある	提案の主旨に鑑み、相手国および入国する外国人を特定すること等により特区において実現できないか検討の上回答された。	短期滞在査証取得手続きは現在かなり簡素化されており、これ以上の簡素化は困難。なお、特定国籍人に関する措置としては、本年1月6日よりロシア人に対する短期滞在査証取得手続きが簡素化・迅速化された。	C-1						1220050	兵庫県	国際経済特区	短期滞在査証取得要件の緩和及び手続きの簡素化
0600150		国籍を問わない一律の査証審査手続きの簡素化・迅速化は問題。なお、ロシア・NIS諸国人に対しては本年1月より手続きを簡素化・迅速化した。		短期滞在査証取得手続きは現在かなり簡素化されており、これ以上の簡素化は困難。なお、特定国籍人に関する措置としては、本年1月6日よりロシア人に対する短期滞在査証取得手続きが簡素化・迅速化された。							1394050	堺市	国際商業産業特区	外国人研究者の短期滞在査証取得要件の緩和及び手続きの迅速化
0600160	旅券法による地方自治法の適用除外規定の緩和	旅券事務を将来的に市町村委託することの可能性については調査、検討を行っているが、現時点での実施は困難である。	市町村委託の可能性について、特区において実現できないか、検討の上、回答された。	検討する前提として、地方自治法第252条の17の2に規定される条例による事務処理の特例措置に基づく条例制定等時間限による種手当の確保が必要である。なお、仮に右を確保したとしても、以下の理由から、申請から交付まで一貫して都道府県において事務を行うことが適切と考える。 (1) 現在、申請時に申請者が出頭しなくても申請できる制度(旅券法第3条4項)が悪用されて不正取得が増えている。この悪用に対して、都道府県では、申請時に申請者の身元確認書類等の種類を目星をつけた上で、交付担当者引継ぎ、また、不正の可能性が高い場合、都道府県警察の協力を得て、交付時に追加質問する等して摘発に至る場合がある。このような事務相互の連携は、同一組織の下で行われることが不可欠であり、交付事務のみを別組織で行うことは適当ではない。 (2) 同様に、交付時に申請した者が旅券の記載事項に誤りがないことを確認した上で交付することになっているが、氏名等に誤りがある場合には、早急に旅券を再作成する必要がある。しかし、交付機関が別組織とすると、誤記旅券作成別組織(都道府県)の責任であるとして、交付機関の迅速かつ責任ある対応が期待できない。 (3) 旅券は対外的に国籍と身分事項を証明する国の公文書であるところ、できるだけ統一した運用に基づき事務が行われる必要がある。この点、現在の外務省の体制等(研修の実施並びに機器設置及び法令解釈等の後方支援の提供等)を考慮した場合に、都道府県レベルで事務が行われることが適当である。	C-1	I	掛川市からの意見では「旅券事務を将来的に市町村委託することの可能性については調査、検討を行っていることであるが、具体的なことはどのようなことを行っているのか教えていただきたい」とあり、これについて回答された。	当省としては、自民党からも旅券事務の市町村委託について意見提起があったことを受けて、一昨年末より、都道府県、市町村(27都道府県、26市町)側の見解を聴取したが、現時点において、都道府県、市町村からは要望及び必要性が認められなかった。一方、当省は、現在進行中の市町村合併の最終的な姿が国内旅券事務体制の基本的枠組みにどう影響するかの問題意識を有しており、この観点から、新しい国内行政単位の下での旅券事務のあり方等については都道府県、市町村側と今後議論を行っていきたいと考えている。より行政単位の小さい自治体において旅券事務を行うことができるよう、現在の旅券審査事務手続等の簡略化等が課題事項として考えられる。また、環境醸成の観点からは、都道府県が行う旅券事務における都道府県と市町村との事実上の連携関係の推進を図っていきたいと考えている。	1401010	掛川市	国際交流振興特区	旅券法による地方自治法の適用除外規定の緩和		